



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 藻岩浄水場 No.5-1 サイクロ減速機修繕
- 2 業者名 水ingエンジニアリング 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由  
本修繕の対象機器である No.5-1 サイクロ減速機は、フロックを形成するフロキュレータを動かすための機器であり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。  
本機器は、(株)荏原製作所が設計・製造及び納入したものである。機器の構造、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと、専門整備技術がなければ機能の維持を図ることはできない。  
上記業者は、対象設備の整備に必要な技術、資料を製造元と共有し、製造元からその整備を移管されている唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。